

令和2年度第5回大田区障がい者施策推進会議（書面会議参加者）意見一覧

| No. | 意見内容 |
|-----|--|
| 1 | 精神障がい者の場合、手帳の申請をしていない人が多いため、自立支援医療費（精神通院医療）申請者の状況が実数に近いと思うが、いずれも増加傾向にあることが分かる。 |
| 2 | 支援する家族の高齢化により、一人暮らしをする障がい当事者が増えている。また、両親が共働きの家庭も多い。通所できる事業所も足りない状態で、一人で過ごし、孤立しがちとを感じる。 |
| 3 | 一人で生活する当事者に必要なのは、見守りである。民生委員や地域の人たちに気づいてほしい。定期的な訪問などがあると良いと思う。 |
| 4 | 困ったときに相談できることが重要である。医療従事者、福祉従事者など多職種による24時間の相談支援体制ができれば、当事者、家族は安心して地域で生活できるので助かる。 |
| 5 | 次期おおた障がい施策推進プラン案の内容について、適切と考える。 |
| 6 | ミニ解説「障害者雇用促進法の改正について」は、「民間企業の法定雇用率については、2021年3月までに、さらに0.1%引き上げられ、法定雇用率が2.3%となりました」とあるが、すでに3月1日から2.3%に引き上げられることが決定しているため「2021年3月1日から、さらに～」に修正してはどうか。 |
| 7 | <p>2020年4月1日に改正された障害者雇用促進法は、民間企業に対する施策の改正より、国や地方公共団体に対し率先して障害者雇用をする責務が明確化された内容での改正であった。</p> <p>プラン案は、民間企業に対しての印象が強く国や地方公共団体における障害者雇用について何も触れられていない印象がある。</p> <p>大田区でも、新たにオフィス・サポーターを雇用するなど取り組むことが前項に記載されているので、ミニ解説に「国や地方公共団体に対し率先して障害者雇用をする責務が明確化された」ことについて触れた方がいいと思う。</p> |